



愛媛労働局発表
令和5年11月24日

担当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室 室長 三好 勝也 賃金指導官 渡邊 彰彦 電話 089 (935) 5205
----	---

4業種の愛媛県特定最低賃金の改正決定について

～ 令和5年12月25日から効力が発生します ～

愛媛労働局長（小宮山 弘樹）は、愛媛地方最低賃金審議会（会長 森本 明宏）からの答申のとおり、令和5年11月24日までに、4業種の愛媛県特定最低賃金を別表のとおり改正することを決定しました。

決定した愛媛県特定最低賃金は、令和5年12月25日から効力が発生します。

愛媛労働局長は、本年8月28日、愛媛地方最低賃金審議会に対し、4業種の愛媛県特定最低賃金の改正決定に係る諮問を行い、本年10月25日までに、4業種の愛媛県特定最低賃金額を1時間当たり29円から40円まで引き上げることを内容とする答申を同審議会から受けました。愛媛労働局長は、この答申を受け、所要の手続を経て本年11月24日までに、4業種の愛媛県特定最低賃金を別表のとおり改正することを決定し、官報公示しました。

この改正決定された特定最低賃金額は、本年12月25日から効力が発生することとなります。

なお、最低賃金には、愛媛県内に所在する事業場の労働者に適用される「愛媛県最低賃金」と、特定の業種の労働者に適用される「愛媛県特定最低賃金」があり、「愛媛県最低賃金」は、本年10月6日から時間額897円に改正されています。

愛媛労働局及び管下労働基準監督署は、改正された愛媛県特定最低賃金の周知を図るとともに、最低賃金法等関係法令の遵守の徹底を図ることとしています。

別表

愛媛県特定最低賃金決定状況〈発効年月日 令和5年12月25日〉

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	977円	1,006円	29円 (2.97%)
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	963円	997円	34円 (3.53%)
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	947円	987円	40円 (4.22%)
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	985円	1,015円	30円 (3.05%)

※ 参考

愛媛県最低賃金〈発効年月日 令和5年10月6日〉

件名	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額 (引上げ率)
愛媛県最低賃金	853円	897円	44円 (5.16%)